

第1 設問1

1 Yの代理人AとXとの間で契約が締結されたという事実を、本件訴訟の判決の基礎とすることはできるか。

2 (1) 上記事実を、本件訴訟の判決の基礎とすることは認められるためには、弁論主義第1テゼに反しないと認められる必要がある。

(2) まず、弁論主義とは、証拠の集収・提出、及びその主張を、当事者の責任かつ、権能とする建前をいう。そして、第1テゼは、裁判所は、当事者の主張していない事実を、判決の基礎とすることはできないとするものである。また、当事者間において、主要争点となるのは、主要事実であるため、弁論主義が争点となるのは、主要事実に限られると解釈すべきである。

3 本件では、下しかに、AがYの代理人であったか否かについて、両当事者と問題にしていないため、第1テゼに反するようには思えない。しかし、本件訴訟における主要事実とは、Yが、Xに対し、平成27年9月1日、本件絵画を贈与した点及び、YがXに対し、平成27年9月1日、本件絵画を売った点である。そうだとすれば、AがYの代理人であったか否かという点は、主要事実に当たらず、第1テゼに反しない。

4 したがって、Yの代理人AとXとの間で契約が締結されたという事実を、本件訴訟の判決の基礎とすることはできない。

第2 設問2 小問1

1 まず、本件の訴訟物は、贈与契約(民法549条)に基づき、目的物引渡請求権である。

2 裁判所が、Yは、Xから200万円の対価を受け取るのと引換えに、Xに対し、本件絵画を引渡す、との判決をするには、各当事者から、どのような申立てや主張が必要となるか。

1) この点について、弁論主義が妥当する範囲は、上記のとおり、主要事実に限られる。

(2) 本件における請求原因は、Yが、Xに対し、平成27年9月11日、本件絵画を贈与した点である。他方、抗弁レベルの主要事実も、Yが、Xに対し、平成27年9月11日、本件絵画を代金300万円で売った点である。

(3) したがって、裁判所は、上記(2)の主張からすると、"Yは、Xから200万円の支払を受けるのと引換えに、Xに対し、本件絵画を引渡す"と、判決を為すことができる。

3 Yの主張の位置付け

(1) 抗弁とは、相手方の主張する請求原因から発生する法的効果で、覆滅可能という。

(2) 本件における請求原因は、Yが、Xに対し、本件絵画を引渡す旨の合意である。そして、Yは、本件絵画の引渡しに合意があったにもかかわらず、自らは認めない一方で、贈与契約に基づいてではなく、売買契約(民法555条)に基づいてあるとして、その行使を阻止しようとするものであるから、抗弁に当らぬ。

第3 設問2 小問2

1 本件絵画の時価相当額が220万円と評価される場合、裁判所は、どのような判決を為すことになるか。

(1) 本件絵画と、220万円の引換給付判決を為すことは、処分権主義に反する。(民事訴訟法246条)

(2) 上記引換給付判決は、両当事者が申し立てているものではないため、原則として裁判所は、これを為すことができない。

ただし、処分権主義の趣旨は、当事者間の合理的意図を尊重する点にある。

そうだとすれば、形式的に 246 条の文言に該当する場合であっても、一定の場合には例外と認めらるべきである。具体的には、①原告の合理的意見に反しないこと及び②被告に対する不意打ちとならないこと 2 点を満たす場合は、処分権主義に反しないものと扱うべきである。

(3) 本件では、原告である X は、「本件絵画の…額は 200 万円に相当する」と主張している。このことからすると、220 万円に増額して判決されることは、X の合理的意見に反することとなる。しかし、原告の合理的意見としては、通常、20 万円増額しても、目的物の給付を受けることと考えるものであり、したがって、①は認めらる。そして、X が上記のとおり、200 万円である旨主張している以上、その 200 万円と認定する可能性が存在している。そうだとすれば、裁判所は、220 万円の評価することは、むしろ被告である Y にとって不利であり、不意打ちとならない。したがって、②も認めらる。

(4) よって、裁判所は、本件絵画と、220 万円を引換給付判決することとなる。

2 本件絵画の時価を相当額とし、180 万円と評価した場合、裁判所は、どのような判決をすることとなるか。

(1) 上記と同様に、引換給付判決をすることは、処分権主義に反する。

(2) 本件では、裁判所は 180 万円と評価することは、X の主張している 200 万円よりも低い額であるため、①は認めらる。しかし、かかる事情は、Y にとっては不意打ちとなるため、②は認めらるない。

(3) したがって、本件絵画と、180 万円を引換給付判決をすることはせず、X の自白している 200 万円との引換給付判決をすることとなる。

第4 設問3

1 裁判力の範囲

11) 既判力は、「主文に包含される」(民事訴訟法 114条1項)ではなく、口頭弁論
終結時における訴訟物の存在に関する判断に生じる。

12) 本件では、前訴における訴訟物は、贈与契約に基づき目的物引渡請求権
である。既判力は、かかる請求権の存在に関する判断に生じるべきである。

2 後訴において、XY間の本件絵画の売買契約の成否及びその代金額に関して改めて
審理・判断するべきかである。

11) 再、引換給付判決がなされた時点で、贈与契約に基づき目的物引渡請求
権の不存在に既判力が生じるように見える。

しかし、引換給付判決の趣旨は、両当事者の合理的意図を尊重し、契約関係
を存続させる点にある。そうだとすれば、相手方の抗弁を容れる形で、引換給付
判決がなされた時点で、その訴訟物は、相手方の主張する抗弁に応じて変更
されたものとなる。

12) 本件では、本件絵画について、売買契約を締結したとす。Yの抗弁を容れ、裁
判所は、引換給付判決を下した。するとすれば、XとYに拘束する売買契約に
基づき本件絵画引渡請求権の存在に既判力が生じる。

13) ~~本件では~~ 後訴において、XY間の本件絵画の売買契約の成否及びその代金額
に関して改めて審理・判断するとは、紛争の無効を防止し、判決の対価
拒絶を回避するという既判力の趣旨に抵触するから、認められない。

以上